犯罪のない安全で安心な まちづくり推進計画 (_{案)}

令和年月雲南市

〔目次〕

第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第1節	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第3節	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第4節	市民の意見を反映・・・・・・・・・・・・・・ 1
第5節	計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2章	犯罪の現状と課題・・・・・・・・・・・・・ 2
第1節	雲南警察署管内における犯罪の現状・・・・・・・・・ 2
1	犯罪の発生件数と推移・・・・・・・・・・・・・ 2
2	特殊詐欺被害の状況・・・・・・・・・・・・・ 3
3	子どもや女性への声掛け・つきまとい事案の発生状況・・・・・ 4
第2節	安全で安心なまちづくりへの課題・・・・・・・・・ 5
第3節	市民アンケートの結果・・・・・・・・・・・・ 5
第4節	市内の防犯対策の現状・・・・・・・・・・・・ 6
1	行政による防犯対策の取り組み・・・・・・・・・・ 6
2	市民による防犯対策の取り組み・・・・・・・・・・ 7
第3章	基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・8
第1節	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
1	犯罪のない社会への意識づくり・・・・・・・・・ 8
2	犯罪のない社会への地域づくり・・・・・・・・・ 8
3	犯罪のない社会への環境づくり・・・・・・・・・ 8
第2節	実現に向けた体制づくり・・・・・・・・・・・・・ 9
第3節	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第4節	効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第4章	施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・10
第1節	施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第2節	実施施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
1	犯罪のない社会への意識づくり・・・・・・・・・・ 11
2	犯罪のない社会への地域づくり・・・・・・・・・・ 14
3	犯罪のない社会への環境づくり・・・・・・・・・・ 16
第3節	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
参考	
雲南市獲	佗罪のない安全で安心なまちづくり条例・・・・・・・・・ 19
	防犯ボランティア団体一覧表・・・・・・・・・・・・・ 22
	P.罪のない安全で安心なまちづくり推准会議名簿・・・・・・・ 23

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

雲南市では「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を基本理念に、市の責務や市民等の役割を明らかにするとともに、必要な施策(以下「施策」という。)の基本となる事項を定めることを目的に、平成22年12月に「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(以下「計画」という。)は、この 条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ 計画的に進めるために策定します。

第2節 計画の目的

この計画は、条例第10条に規定する推進計画で、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する基本的な方針と施策を定め、総合的かつ計画的に進めることにより、犯罪発生の抑制を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる「犯罪のない社会」の実現に寄与することを目的とします。

第3節 計画の位置付け

この計画は、市の総合計画に定める施策に則り、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画など、関連計画と整合性のある計画として策定します。

第4節 市民の意見を反映

この計画は、各種施策を市民と一体となって推進することから、策定に際しては、雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)において意見を伺い、また、パブリックコメントにより市民の皆様の意見を参考にいたします。

第5節 計画の見直し

推進会議において第3章第3節に記載する施策の効果を検証し、社会情勢の変化や検 証結果に基づく施策の見直しなど、必要に応じた計画の見直しを適宜行います。

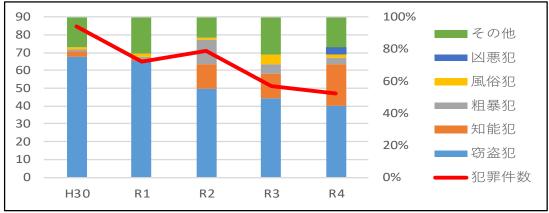
第2章 犯罪の現状と課題

第1節 雲南警察署管内における犯罪の現状

1 犯罪の発生件数と推移(雲南市内)

【件数(割合)】

				_	
区 分	H30	R1	R2	R3	R4
凶悪犯	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (4%)
風俗犯	1 (1%)	1 (2%)	1 (1%)	3 (6%)	1 (2%)
粗 暴 犯	1 (1%)	1 (2%)	11 (15%)	3 (6%)	2 (4%)
知 能 犯	3 (4%)	1 (2%)	11 (15%)	8 (16%)	12 (26%)
窃 盗 犯	64 (75%)	47 (72%)	39 (55%)	25 (49%)	21 (45%)
その他	16 (19%)	15 (23%)	9 (13%)	12 (24%)	9 (19%)
犯罪件数	84	65	71	51	47
90 80 80 その他					



過去5年間の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺をはじめとする知能 犯は近年増加傾向にあります。

また、犯罪発生件数の中で大きな割合を占めるのが窃盗犯であり、最近では「万引き」や「侵入窃盗」の発生が目立つ状況となっています。

【用語解説】 刑法 犯:刑法のほか、14の法令に規定する犯罪

認知件数: 警察において発生を認知した事件の数

凶悪犯:殺人罪、強盗殺人罪、放火罪、不同意性交等罪など

粗 暴 犯: 暴行罪、傷害罪、脅迫罪、恐喝罪など

窃盗犯:窃盗罪

知 能 犯: 詐欺罪、横領罪、通貨偽造罪、賄賂罪など

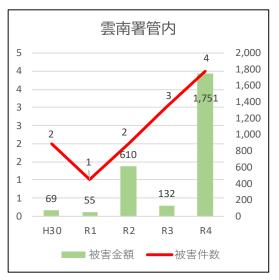
風俗犯: 普通賭博罪、不同意わいせつ罪、公然わいせつ罪など その他: 占有離脱物横領罪、住居侵入等罪、器物損壊等罪など

2 特殊詐欺被害の状況 (雲南警察署管内)

【件/万円】

	区 分		H30	R1	R2	R3	R4
	島根県内	被害件数	41	36	54	73	56
		被害金額	10, 309	9, 183	4, 096	7, 902	7, 272
	雲南署管内	被害件数	2	1	2	3	4
		被害金額	69	55	610	132	1, 751





特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し電話やメールなどの通信手段を用いて、 現金等をだまし取る詐欺をいい、次のとおり分類されます。

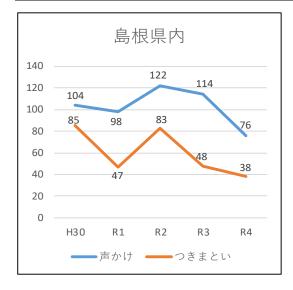
- ・オレオレ詐欺 ・預 貯 金 詐 欺 ・架空料金請求詐欺 ・還 付 金 詐 欺
- ・融資保証金詐欺 ・金融商品詐欺 ・キャッシュカード詐欺盗(窃盗)
- ・交際あっせん詐欺 ・ギャンブル詐欺 ・その他の特殊詐欺

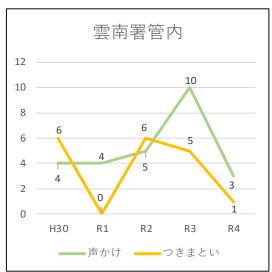
最近では、未納料金やパソコンウィルス除去名目などの架空料金請求詐欺が多く発生しているほか、高齢者を狙って「あなたの口座が犯罪に利用されている」などと言って、いわゆる「受け子」と呼ばれる者が被害者宅に訪れてキャッシュカードなどをだまし取る預貯金詐欺の手口も増加しています。

3 子どもや女性への声かけ・つきまとい事案の発生状況(雲南警察署管内)

【件】

区分		H30	R1	R2	R3	R4
自担俱由	声かけ	104	98	122	114	76
島根県内	つきまとい	85	47	83	48	38
電声要答点	声かけ	4	4	5	10	3
雲南署管内	つきまとい	6	0	6	5	1





声かけ・つきまとい事案は、性的犯罪及び誘拐・略奪等の凶悪犯罪に発展するおそれがあります。

雲南警察署管内で発生した声かけ・つきまとい事案の被害者を学識別で見ますと、 小学生に対する被害が最も多く、次いで中学生・高校生に対する被害が多くなってい ます。発生時間帯は、小・中・高校生の登下校時間帯で被害が多く発生しており、発生 場所では、路上での被害が最も多くなっています。

また、声かけ・つきまといのほかにも、路上などで子どもにスマートフォンを向けて 容姿を撮影する事案も発生しています。

第2節 安全で安心なまちづくりへの課題

1 犯罪の未然防止に向けた意識づけ

常に刑法犯認知件数の中で大きな割合を占めているのが窃盗犯であり、最近では、「万引き」や「侵入窃盗」の発生が目立つ状況です。

犯罪の未然防止には、外出時の「鍵掛け」や「万引き」をさせない対策など自己防衛 が重要であるとともに、道徳や倫理、法令順守など規範意識の高揚など意識を啓発す る取り組みがより一層求められます。

2 特殊詐欺の被害を防ぐ

近年では、全国的に「特殊詐欺」による被害が増加しており、特に高齢者の被害が目立つ状況です。

特殊詐欺被害の実態を踏まえ、「騙されないための対策」と「騙された方の被害を水際で阻止する対策」を一層推進する必要があります。

3 子どもや女性を犯罪から守る

「声かけ・つきまとい」事案は、児童・生徒の登下校時に通学路での発生が多い状況です。事案発生時には、市民への積極的かつ迅速な情報提供が必要であり、関係機関による情報共有と迅速な対応が求められます。

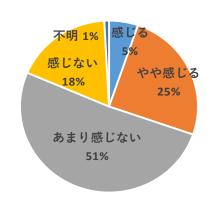
また、多くの地域で取り組まれている防犯ボランティア団体等による「見守り活動」は、「声かけ・つきまとい」事案の発生防止に有効な手段であることから、今後も継続・拡充する必要があります。

第3節 市民アンケート※の結果(令和5年6月)

Q:あなたの身近な所で犯罪(窃盗、傷害など)に遭う不安を感じますか?

A:「感じる」または「やや感じる」と答えた人の割合…30%

	回答数
感じる	68
やや感じる	322
あまり感じない	659
感じない	228
不明	11
合計	1, 288



第4節 市内の防犯対策の現状

1 行政による防犯対策の取り組み

(1) 防犯団体等の設置

①雲南地域防犯連合会

《目的》この会は、地域ぐるみの安全活動を推進し、住民生活の平穏を確保するとと もに、安全で安心して暮らせる地域社会を建設することを目的とします。

《内容》

- ・防犯意識の普及及び高揚に関すること
- ・地域安全運動の推進に関すること
- ・少年の非行防止及び健全育成に関すること
- ・地域の日常に係る安全情報の提供に関すること
- ・各種防犯団体の指導・育成に関すること
- ・各種防犯団体及び地域住民が行う地域安全活動に対する支援に関すること
- ・防犯功労者の表彰に関すること
- ・その他必要と認めること

②雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議

《目的》この会議は、犯罪防止に配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策 について市民等と一体となって推進することを目的とします。

《内容》

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に掲げた具体的な施策の実施に 関すること。
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する情報交換及び相互の連絡調整を 図ること。
- ・その他、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進について重要な事項に関 すること。

(2) 防犯設備等の整備

①市内のLED防犯灯設置状況

設置数 1,766基

※設置数は令和4年度末現在でLED防犯灯整備事業補助金により整備された数値です。市内ではLED防犯灯以外にも蛍光灯タイプの防犯灯が設置されています。

雲南市LED防犯灯整備事業費補助金

《目的》地球環境への負荷の少ない省エネルギー・省資源に優れ、光源に発光ダイオードを使用したLED防犯灯の整備促進を図り、もって健全な地域社会の発展に資することを目的とします。

《内容》自治会等の公共的団体が整備するLED防犯灯について、整備費用の一部を 補助します。

②市内の防犯カメラ設置状況

設置数 47基

※設置数は令和4年度末現在で雲南市が管理する防犯カメラの台数です。 市内では民間施設等にも防犯カメラが設置されています。

雲南市防犯カメラ管理運用規程

《目的》犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラ及び画像記録装置を設置することを目的とします。

《内容》市が設置した防犯カメラ(寄贈品を含む)の設置及び管理について運用方法を定めます。

2 市民による防犯対策の取り組み

市内では、多くの地域で防犯ボランティア団体が組織され、地域による防犯対策に 取り組まれています。

《団体数》21団体(令和5年9月現在)

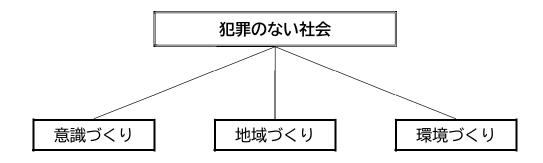
《内 容》防犯パトロール、登下校時の見守り・あいさつ運動など

(市内で組織される防犯ボランティア団体は P.22 の一覧表をご覧ください)

第3章 基本的な方針

第1節 基本方針

この計画では、"市民が安全で安心して暮らせる「犯罪のない社会」"の実現を 目指すため、次のとおりの基本方針を定めます。



1 犯罪のない社会への意識づくり【自助】

安全で安心して暮らすためには、それぞれが自分たちでできる防犯対策に積 極的に取り組むことが重要です。

こうした自主的な防犯意識を支える原理として、自らの安全は自ら守るという意識が基本となります。

2 犯罪のない社会への地域づくり【共助】

安全で安心して暮らすためには、地域で防犯対策に取り組むことが重要です。 近年では生活様式の多様化により地域とのつながりが希薄になりつつありま すが、子どもの見守りや高齢者への声掛けを近隣者が行うことで安心感を与え るなど、地域ならではの取り組みが効果的です。

3 犯罪のない社会への環境づくり【公助】

安全で安心して暮らすためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが重要です。 市では、防犯灯や防犯カメラなど犯罪抑止に効果的な防犯設備等の整備を促進し、市民をはじめ、観光・交流等により当市を訪れるすべての人が犯罪に巻き込まれない環境をつくるとともに、犯罪被害者が安心して住み続けることのできる救済措置や公的支援の確立が必要となります。

第2節 実現に向けた体制づくり【推進体制】

「犯罪のない社会」の実現を目指すため、市は基本的な方向を示すとともに、 市民等、その他関係機関と市が密接に連携し、この計画を推進する体制を構築し ます。

第3節 計画の目標

この計画の目的である「市民が安全で安心して暮らせる犯罪のない社会」の実現を目指すため、「犯罪発生件数の抑制と犯罪被害件数の減少」を目標として定めます。

第4節 効果の検証

犯罪の発生件数と犯罪被害に関する数値を成果指標として、また、市民アンケートの結果を客観的な成果指標として施策の効果を検証します。

〈成果指標〉

項目	計画始期
刑法犯認知件数※	47件(令和4年)
市民アンケート(不安を感じる割合)	30%(令和5年度)

第4章 施策の推進

第1節 施策体系

施策体系図



第2節 実施施策

1 犯罪のない社会への意識づくり【自助】

(1) 防犯に関する情報発信

市民の自主的な防犯意識を醸成するため、迅速で的確な情報提供により、市民一人ひとりの防犯意識を啓発し、市民の自主的な防犯対策を推進します。

①防犯に関する広報活動

・市報「うんなん」をはじめ、市のホームページやケーブルテレビ、市の公式SNS 等の各種媒体を活用して、防犯に関する広報を発信します。

②犯罪発生情報の提供

・犯罪の発生情報や不審者の出没など、市の安全安心メールにより迅速に情報を提供します。

(2) 防犯意識の啓発

安全で安心なまちづくりへの関心と理解を深めるため、防犯対策に関する啓発を目 的とした重点期間の設定や犯罪被害を受けやすい犯罪弱者*を対象とした啓発活動に より、防犯対策への意識の高揚を促します。

①市民の防犯意識への啓発

・「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」(毎年 10 月 11 日から 20 日まで)において、懸垂幕やのぼり旗の掲揚、街頭宣伝活動等を通じ、旬間の浸透と定着を図るとともに、防犯対策への意識づけを促します。

②犯罪弱者への啓発

- ・犯罪被害を受けやすい女性や高齢者、障がい者などを対象とした広報や講習会の開催など、防犯意識の高揚に努めます。
- ・女性の自主的な防犯意識を高めるため、防犯指導や護身術など講習会の開催を支援 します。

③事業者、店舗等への啓発

- ・従業員が防犯対策として必要な知識や技術を習得するための学習機会を確保する ように働きかけます。
- ・事業所や店舗へ防犯カメラなど防犯設備の設置や建物周辺の整頓、鍵掛けの徹底な ど自主的な防犯対策を促します。

(3)特殊詐欺対策の強化

全国的に特殊詐欺被害の発生件数や被害額の増加が顕著であり、市内においても被害が発生していることを受け、被害防止に向けた取り組みを強化します。

①特殊詐欺被害の情報提供

・雲南警察署と連携し、あらゆる媒体を活用して、特殊詐欺の犯行手口、予兆、被害 状況等の情報を発信します。

②騙されないための対策

- ・高齢者を狙った特殊詐欺を防ぐため、老人クラブ等による講習会の開催を促し、高 齢者の被害防止を図ります。
- ・高齢者の自宅電話に掛ける犯罪者グループからの電話を遮断するため、防犯機能の 高い機器の設置を促進します。
- ・騙しの電話を受けた際、親族等に相談することが効果的であることから、子や孫世 代に対する働きかけを強化します。

③騙された方の被害を水際で阻止する対策

- ・金融機関やコンビニエンスストアなど、特殊詐欺被害が発生する恐れのある店舗で は、専門家による従業員教育を促します。
- ・金融機関やコンビニエンスストアなどに設置される現金自動預払機 (ATM) 及び レジ周辺での注意喚起を施します。

(4) 防犯教育の推進

犯罪への免疫力が低い子どもを守るには、防犯知識を高めることが重要であり、非 行防止や薬物乱用防止、インターネットの適正利用など多岐にわたることから、教育 プログラムの一環として防犯教育を推進します。

また、過去の教訓から子どもの安全を確保するため実践的な防犯訓練を推進します。

①保育所等での防犯教育

- ・幼稚園、保育所及びこども園において、幼児期を対象とした防犯教育を実施します。
- ・施設への不審者の侵入を想定した避難訓練を実施します。
- ・子育て世代を対象とした防犯教室を実施します。

②学校での防犯教育

- ・小、中学校において防犯教育や学校への不審者の侵入を想定した避難訓練を実施します。
- ・インターネットの利用を前提として、メリットとデメリットなどを理解し、犯罪に 巻き込まれることなく適正な活用ができるようにデジタル・シティズンシップ^{**}教 育を推進します。

③PTAとの連携と活動への支援

・保護者を対象とした青少年の非行防止のための情報発信や研修会など、PTAの取り組みを支援します。

(5) 住宅における防犯対策の推進

外出時の鍵掛けなど自己防衛による防犯対策を基本とし、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」などの周知により、防犯性能の高い建物の普及を図ります。

また、空き家や空き地の所有者等へ、防犯面に配慮した適正な管理に努めるよう促します。

①住宅の防犯対策

- ・外出時の鍵掛けの徹底について意識啓発を行います。
- ・県条例に基づく「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等を参 考に、被害を受けにくい建物の情報提供や意識啓発を図ります。

②空き家・空き土地の適正な管理

・空き家や空き土地は、不法投棄や犯罪の温床になりやすいため、所有者による適正 な管理を促します。

2 犯罪のない社会への地域づくり【共助】

(1)地域での防犯活動の推進

地域での防犯意識を醸成するため、市民等が行う自主的な防犯活動を推進し、取り 組みの継続を支援します。

①自主防犯活動への支援

・地域が行う自主的な防犯活動に対し、防犯情報や防犯グッズの提供、その他必要と なる支援を行います。

②防犯リーダーの育成

・地域自主組織や自治会、その他の団体等に、地域による防犯活動の必要性、重要性 を啓発し、地域の防犯活動の中心となる人材の育成に努めます。

③地域防犯ネットワークの確立

・防犯ボランティア団体や関係機関による意見交換や交流の場を設けるなど、地域防犯ネットワークづくりを進めることで防犯意識の向上と連帯意識の醸成を図ります。

④防犯ボランティア団体等の活動紹介

・自主的に防犯対策に取り組む団体や個人の活動を紹介することで、新たな活動への 波及を促します。

⑤来訪者の安全確保

・観光客をはじめ雲南市への来訪者が安全で安心して滞在できるよう、観光協会や商工会等を通じて防犯情報の提供等を行い、地域と観光施設の連携や商店街による自主的な防犯活動を推進します。

(2) あいさつ運動の展開

あいさつは社会の基本的なマナーとされていますが、あいさつを交わすことで相手 の顔を確認できるため、不審者の立場からすると目撃されたということで、犯罪をた めらう場合が多く、犯罪抑止力を高める効果があります。

あいさつは円滑な人間関係の形成を基本に、青少年の健全育成をはじめ、「防犯」という観点においても大きな効果が期待できます。

①各団体・関係機関を通じた運動の実施

・市民へ広く「あいさつ運動」の実践を促すとともに、学校、事業所、自治会、その 他の団体をはじめ、関係機関等へ「あいさつ運動」の実施を要請します。

(3)犯罪弱者の安全確保

犯罪は日ごとに多様化、凶悪化、巧妙化の傾向が強まり、子どもや高齢者が犯罪被害に遭う事件が後を絶ちません。こうした防犯上の配慮を要する子どもや高齢者、女性、障がい者等が犯罪被害に遭わないよう、地域全体で「見守る」取り組みを推進します。

①地域で見守る体制づくり

- ・市民一人ひとりが周囲を気遣い、見守る意識づくりのための啓発活動を行います。
- ・地域で自主防犯活動を行う団体により、児童をはじめとする犯罪弱者を見守るため の防犯パトロール活動を推進します。
- ・事業所等へ業務で出かける際に犯罪弱者を見守る「ながらパトロール*活動」への 協力を促します。

②関係機関による犯罪弱者の保護

・犯罪弱者に日頃から接する機会が多い民生児童委員、介護支援専門員、福祉関係者、各種ボランティア関係者等に対して、犯罪被害の防止についての啓発や犯罪情報を提供します。また、巡回や訪問等のそれぞれの日頃の活動を通じて、防犯面からもサポートできる体制づくりを整備し、防犯意識の啓発や犯罪被害の未然防止、早期発見に努めます。

3 犯罪のない社会への環境づくり【公助】

(1)公共の場における防犯対策の向上

多くの市民が利用する公共の場では防犯への配慮が必要であり、防犯灯や防犯カメ ラなど犯罪抑止に効果的な整備や適切な維持管理により防犯性の向上を図ります。

①公共施設での防犯対策

- ・新たに整備する公共施設では、防犯灯や防犯カメラ、機械警備の設置など、防犯対 策を考慮した設計に努めます。
- ・既存の公共施設では、防犯灯や防犯カメラなど、必要に応じて計画的な設置を進めます。

②教育施設での防犯対策

- ・公共施設のうち教育施設は子どもが利用する割合が高く、特に学校では過去に犯罪 被害も発生したことから、防犯対策への備えは万全を期す必要があります。
- ・施設の出入口に防犯カメラを設置し、不審者の侵入防止に努めます。
- ・主要な通学路では、防犯灯の必要性や緊急性を考慮のうえ、計画的な整備や維持管理に努めます。

③防犯に配慮した公園、駐車場等の整備

- ・公園、駐車場等の整備では、見通しの確保や照明の設置など防犯対策に配慮した整備に努めます。
- ・国、県、その他団体が管理する施設等についても、防犯対策に配慮した整備を要望 します。
- ・道路管理者が設置する道路照明も、防犯灯と同様に犯罪の予防に効果があることか ら、計画的な整備や維持管理に努めます。

(2)計画的な防犯設備の整備

犯罪の発生抑止に効果が見込まれる防犯設備の整備を促進します。

①防犯灯の計画的な整備

・自治会等の地域団体による防犯灯の整備を支援します。

②防犯カメラの設置と適正な管理

- ・防犯カメラの設置箇所の拡大に努めます。
- ・防犯カメラのデータは個人情報等の取り扱いに留意し、適正な管理に努めます。

③携帯電話不感地域の解消

・携帯電話は犯罪発生時の有効な通報手段となることから、移動通信エリアの拡大に努めます。

(3) 生活環境の保全

市民生活の周辺で発生する身近な犯罪を防止するため、市民自らが生活環境の保全に努めるとともに、違法行為には行政による指導、処分を行います。

①ごみの不法投棄の根絶

- ・定期的なパトロールの実施と注意喚起に努めます。
- ・防犯カメラ、不法投棄防止看板の設置など、抑止効果のある対策を講じます。

②放置自転車の対策

- ・駅駐輪場をはじめ公共的な駐輪場において、定期的に放置自転車の撤去を行い、環境美化に努めます。
- ・自転車の防犯登録を推進します。

(4)犯罪に関する相談、支援の充実

市民の安心感を高めるため、関係する庁内各課が連携し、相談窓口や相談体制を整備するとともに、市民に一番身近な窓口として、外部の専門的な機関、団体等とも連携を図り、それぞれの機関に導く役割を果たします。

①相談窓口の充実

- ・一般相談、法律相談等において、市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処 置を講じ、または適切な助言、もしくは指導が行われるよう努めます。
- ・犯罪弱者が相談しやすい環境や体制を整備し、また、相談窓口を拡大することにより、迅速な問題解決に向けた支援体制を整えます。

②犯罪被害者への支援

- ・「雲南地域被害者支援ネットワーク」等による啓発活動を進めます。
- ・犯罪被害者の相談に応じ、警察や民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して犯罪被害者の支援に努めます。

(5) 防犯に関する機運の醸成

広報紙等を通じて防犯活動への参加を促し、また、防犯活動に取り組む個人や団体 を表彰することで、防犯に対する機運の醸成を図ります。

①広報紙や機関紙の配布

・市報や各種団体が発行する機関紙などを通じて、犯罪の発生情報を周知するととも に防犯活動への参加を奨励します。

②防犯活動の表彰

・防犯連合会など各種団体より防犯活動に携わる個人や団体を表彰することで、防犯 意識の高揚と積極的な防犯活動への参加を促します。

第3節 推進体制

(1) 庁内体制

施策の実施に当たっては、主管部署と関係部署が連携し、協力して取り組む必要があることから、庁内の関係部署間での情報共有を図るとともに、施策効果の検証による実効性の確保に努めます。

(2)推進会議の設置

犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策を市民等と一体となって推進するため、地域で防犯活動に取り組む団体の代表者、防犯協会関係者、事業者、警察その他行政関係者等の委員から構成される「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置します。

会議は、年に1回以上開催し、委員がお互いの活動内容や抱えている課題等について情報交換するとともに、連携・協働による推進体制のあり方、また、計画の進捗状況に関する評価や計画変更等の必要な事項について調査や審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

(3)雲南地域防犯連合会の活動推進と支援

雲南地域防犯連合会は、市と密接に連携して各種防犯施策を実践する中心組織であり、活動の推進に協力するとともに、その活動が円滑に行われるよう支援を行います。

【雲南地域防犯連合会の活動】

- ・安全で安心なまちづくり事業の支援
- ・少年の健全育成の協力支援
- ・「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全確保の推進
- 特殊詐欺被害防止広報の推進
- ・防犯活動の支援
- ・暴力団追放活動の支援

雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 22 年 12 月制定

前文

雲南市は、だれもが平和で心豊かに暮らせるまちを目指しています。そのためには、 防犯と市民の安全確保は欠かすことができません。

ところが、近年、わたしたちの生活は、日常的に様々な犯罪の危険にさらされるようになり、市民に不安が広がっています。特に、ライフスタイルの多様化、少子化や高齢化の進行による社会構造の変化などにより、人びとの深い関わりあいが減少し、その結果規範・道徳意識も弱まりつつあることは、安全に対する市民の不安をますます高めていると考えられます。

したがって、犯罪のない安全で安心なまちづくりのためには、まず市民が互いに信頼 しあい絆を深め、みんなの安全・安心に配慮しあう関係を育むことが大切です。このよ うな関係を築くための活動が、市民の不安を減らし、さらには犯罪の発生を許さない地 域社会を形成することにもつながっていくと考えます。

以上の考えに基づき、ここに、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるための条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに向けて、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関が家庭や地域等において相互に協力し合う活動を推進し、もって市民が快適に暮らすことができる社会の実現に寄与するため、基本理念を定め、それぞれの責務又は役割を明らかにするとともに、必要な施策(以下「施策」という。)の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 地域自主組織 (雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則 (平成17年雲南市規則第7号) 第10条の規定により登録された団体)、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者及び市内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 関係機関 学校、幼稚園、市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する公的機関、その他防犯協会等市内において防犯活動を行う公共的な団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全・安心なまちづくり」という。) は、だれもが平和で心豊かに暮らせるよう、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係機 関がそれぞれの役割を担いつつ、相互に連携し、協力しながら行うものとする。

- 2 安全・安心なまちづくりのための活動は、共に生活する人びとの信頼関係を形成することを目的として、家庭、地域等の生活領域において展開するものとする。
- 3 安全・安心なまちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者、 女性等(以下「犯罪弱者」という。)の安全の確保に特に配慮して行うものとする。
- 4 安全・安心なまちづくりは、基本的人権に配慮して行うものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全・安 心なまちづくりに関する施策を策定し、これを推進しなければならない。
- 2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関と連携を図らなければならない。
- 3 市は、市民が平穏な生活を営むことができるよう、国、県及び民間の支援団体等と連携を図り、市民に対して情報の提供、相談及び助言その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、市、地域活動団体及び事業者と連携して地域活動 に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、自らの安全の確保に努める ものとする。
- 2 市民は、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

- 第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動及び地域間の連携を推進するよう努めるものとする。
- 2 地域活動団体は、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し又は管理する施設における 事業活動及び自主的な防犯活動を推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(犯罪弱者の安全確保)

- 第8条 市は、犯罪弱者の安全を確保するために必要な施策を実施するよう努めるものと する
- 2 市民、地域活動団体及び事業者は、地域において犯罪弱者が安全で安心して暮らせる よう特に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、安全・安心なまちづくりを推進するため、市民、地域活動団体、事業者及び 関係機関と相互に連携、協力し、家庭や地域等で活動できる体制を整備するものとする。 (推進計画の策定)

第10条 市は、基本理念に基づき、施策の総合的な推進を図るため、その基本となる雲南

市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くものとする。
- 3 市は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が安全・安心なまちづくりに関する理解を深め、その活動に参加することを促進するため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域の防犯ボランティア団体一覧表

(令和5年7月現在)

町 夕 田 井 夕		主な活動内容		
町名	団 体 名	パトロール	見守り活動	その他
大東町	佐世子ども見守り隊	0	0	
	阿用地区地域安全推進連絡会			0
	阿用小学校PTAほっとパトロール隊	0		
	塩田地域を守る会	0		
加茂町	加茂安全パトロール隊	0	0	
	加茂の子どもを育てる会		0	
木次町	新市子供見守り隊		0	
	新市上区自治会	0		
	三新塔あきば協議会子ども見守り隊		0	
	木次小PTAパトロール		0	
	生涯学習推進委員会		0	
	日登っ子見守り隊		0	
	日登青パト隊	0		
	西っ子見守り隊		0	
	八日市地区青色防犯パトロール隊	0		
	雲南あいあい劇団			0
	くまたん見守り隊		0	
三刀屋町	三刀屋小学校防犯パトロール隊		0	
	三刀屋小学校PTA		0	
	中野子ども見守り隊		0	
掛合町	掛合の子どもを育てる会		0	
合 計	2 1 団体	7団体	14団体	2団体

[※]この一覧表は、令和5年7月に市が行った調査結果に基づいて作成しております。

[※]見守り活動にはあいさつ運動を含みます。

[※]阿用地区地域安全推進連絡会は、地区内の関係団体において情報交換を行い、子どもや高齢者の 安心・安全を目的に活動される団体です。

[※]雲南あいあい劇団は、寸劇により防犯対策を啓発する団体です。

雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議名簿

〔任期:令和5年度~令和6年度〕

区分	団 体 名	氏 名	摘要
地域活動団体	佐世子ども見守り隊	錦織 涿郎	
	加茂安全パトロール隊	田中 和伸	
	八日市地域づくりの会	陶山 桂一	委員長職務代理者
	三刀屋子どもサポーターズ	谷口 宏幸	委員長
	掛合の子どもを育てる会	板持 保吉	
雲南地域防犯連合会	少年補導員連絡会	石田 侑生	
	少年補導員連絡会	今岡 俊江	
	雲南地域安全推進員協議会	渡辺伸一郎	
	雲南地域安全推進員協議会	来原 薫	
事業所・企業	雲南市建設業協会	若槻 雅人	
	島根県農業協同組合	- - 吾郷 浩	
	雲南市商工会	吉原 一文	
関係団体	雲南市の女性の集い	岩橋久美子	
	雲南市消費者問題研究協議会	小林貴美子	
学校	雲南市PTA連合会	郷原 素子	
	雲南市幼・保・こ管理職会	斉間 久美	
	雲南市立小学校長会	川崎隆祥	
	雲南市立中学校長会	北川 宏己	
	島根県立三刀屋高等学校	本間達也	
警察	島根県警察雲南警察署	大滝 篤史	

事務局:雲南市防災部くらし安全室